明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成１４年５月１３日制定）第１０条の規定に基づき、明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は公開とする。ただし、明石市情報公開条例（平成１４年条例第５号。以下「条例」という。）第１１条各号に掲げる情報について審議するとき、又は会議運営上必要やむを得ないときは、会長の判断又は出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

２　開催については、会議開催予定日の１週間前までに、開催日時、開催場所、議題の概要、傍聴定員、申込み方法及び申込み期限等の傍聴に必要な情報を市の広報紙等に掲載するものとする。

（会議録の作成）

第３条　会議の記録は、発言者氏名及び発言内容を記載した会議録を作成するものとする。ただし、必要やむを得ないと認めたときは、会長の判断又は出席委員の過半数の議決により、発言者氏名を省略することができる。

（会議録の公開）

第４条　会議録は公開とする。ただし、条例第１１条各号の規定に該当する場合には、出席委員の過半数の議決により、会議録の全部又は一部を公開しないものとすることができる。

（傍聴の許可）

第５条　会議を傍聴しようとする者は、福祉部高年介護室に事前に申込まなければならない。ただし、定員は１０名とし、申込み先着順とする。

（資料の配布）

第６条　傍聴に会議資料等を配付するものとする。

（傍聴できない者）

第７条　次のいずれかに該当する者は、事前の傍聴の許可に関わりなく、会議を傍聴することができない。

（１）　酒気を帯びている者

（２）　会議の自由な発言の妨害になると認められる者

（３）　前各号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不適当と認めた者

（傍聴人の行為の制限）

第８条　傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　みだりに傍聴席を離れること。
（２）　議事進行を乱すような私語、談話、拍手等をすること。
（３）　写真機、録音機等の記録装置を用いて会議を記録すること。ただし、許可を得た場合を除く。
（４）　前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動をすること。

（傍聴人の退場等）

第９条　会長は、傍聴人が前条各号に掲げる行為をしたとき、第２条により非公開と決定されたとき、その他会議運営上必要と認めたときは、退場を命じることができる。

２　傍聴人は、会長が退場と命じたとき、速やかに退場しなければならない。

附　則（平成１４年６月２４日制定）

この要領は、制定の日から施行し、平成１４年６月２４日から適用する。

附　則（平成１７年４月２６日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附　則（平成２０年５月１４日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附　則（平成２４年３月２７日制定）

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。